

大阪市告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
難波境川線	浪速区幸町1丁目 106番地から 同区同 106番地まで (別紙参考図参照)	旧	m 15.00～ 23.46	m 25.64
		新	15.00～ 50.99	25.64
	浪速区幸町1丁目 106番地から 同区同 107番地まで (別紙参考図参照)	旧	m 16.27～ 24.98	m 50.05
		新	23.75～ 27.52	50.05

(建設局総務部管財課)